二　前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付したとき。

三　前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有する法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品であって、日本産業規格に適合していないものを出荷したとき。

2　［略］

第十七条　国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

（認証契約の内容に係る基準）

第十八条　［略］

一　法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項又は第三十七条第一項から第三項までの規定に基づく認証に係る契約である旨

二　［略］

三　法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四　被認証者が法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

五～十　［略］

2　［略］

一・二　［略］

三　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四～七　［略］

3　［略］

二　前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示を付したとき。

三　前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有する法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示の付してある鉱工業品であって、日本工業規格に適合していないものを出荷したとき。

2　［略］

第十七条　国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第十九条第一項若しくは第二十条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

（認証契約の内容に係る基準）

第十八条　［略］

一　法第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十三条第一項から第三項までの規定に基づく認証に係る契約である旨

二　［略］

三　法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四　被認証者が法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

五～十　［略］

2　［略］

一・二　［略］

三　認証に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四～七　［略］

3　［略］

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

一～四　［略］

五　主務大臣（法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であって、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあっては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。）から法第五十二条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき　直ちに

六　主務大臣から法第五十二条第二項の通知を受けたとき　直ちに

七　認証に係る日本産業規格が改正されたとき　速やかに

八　［略］

2　［略］

一・二　［略］

三　第九条の表の四の項から八の項まで又は第十条第一項の審査を行ったとき　認証を継続するかどうかの決定

3　［略］

第二十条　［略］

（国内登録認証機関に係る公表の基準）

第二十一条　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる事項について、当該内容を認証を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一　法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示で用いる国内登録認証機関の略称又は登録商標がある場合にあっては、その略称又は登録商標

二　国内登録認証機関が定める法第三十条第三項及び第三十一条第二項の審査を行う要員の適格性に関する基準

三～五　［略］

六　認証に係る日本産業規格の番号

七　［略］

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　［略］

一～四　［略］

五　主務大臣（法第六十九条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であって、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあっては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。）から法第三十八条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき　直ちに

六　主務大臣から法第三十八条第二項の通知を受けたとき　直ちに

七　認証に係る日本工業規格が改正されたとき　速やかに

八　［略］

2　［略］

一・二　［略］

三　第九条の表の四の項から七の項まで又は第十条第一項の審査を行ったとき　認証を継続するかどうかの決定

3　［略］

第二十条　［略］

（国内登録認証機関に係る公表の基準）

第二十一条　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる事項について、当該内容を認証を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一　法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示で用いる国内登録認証機関の略称又は登録商標がある場合にあっては、その略称又は登録商標

二　国内登録認証機関が定める法第十九条第三項及び第二十条第二項の審査を行う要員の適格性に関する基準

三～五　［略］

六　［新設］

七　［略］